

新型コロナウイルス感染症の影響を受けた学生等に対する緊急対応について

【2】休学中の学生を対象とした第二種奨学金の継続貸与について（採用後の支援）

第二種奨学金の貸与を受けている者（令和3年度に第二種奨学生として採用された者を含む）で、新型コロナウイルス感染症拡大の影響を機に、令和3年度中に休学しボランティアに参加する等の活動を行う者で、在学学校長がその休学期間の活動が有意義であると認めた者については、休学中も貸与を最大1年継続できます。

（1）対象学種

- ① 大学、短期大学の本科生、専攻科生及び別科生
- ② 専修学校（専門課程）の本科生及び上級学科生
- ③ 高等専門学校の本科生及び専攻科生
- ④ 大学院修士・博士前期課程、専門職大学院（法科大学院を含む。）、博士・博士後期課程及び博士医・歯・薬（4年制）・獣医学課程の学生

（2）対象者の要件

次の①～③の全てを満たす者

- ① 令和3年度に第二種奨学金の貸与を受けている者
- ② 新型コロナウイルス感染症拡大の影響を機に、令和3年度中に休学しボランティアに参加する等（学びの複線化）の活動を行う者
 - ※ 申請時において既に復学している者は対象外です。
 - ※ 令和2年度から休学し令和3年度も継続して当該活動を行っている者も対象となりますが、令和3年度に新たに申請する者については、継続貸与の開始は令和3年4月以降となります。
- ③ ②の休学期間の活動が有意義であること、及び奨学金貸与の必要性を在学学校長が認める者
 - ※ 「社会的貢献活動」「専攻分野のプラスになる」「自己の人間形成に役立つ」等の活動内容であることが認められる場合は対象となります。

（3）貸与期間

活動を開始した月から最大1年間

- ※ 当該休学期間における活動開始年月が令和3年4月～9月の者に限ります。
（令和3年10月以降に活動を開始する者の取扱いは、後日ご連絡します。）